

令和3年度

一般会計歳出 第9款2項4目12節 委託料

受付番号

種目番号

連絡先

委託担当
資源循環局 産業廃棄物対策課 排出指導係
やまのうちりょう
山野内 龍 TEL 671-2513

設 計 書

1 委託名	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等アンケート調査業務委託	
2 履行場所	横浜市資源循環局事業系対策部産業廃棄物対策課	
3 履行期間 又は期限	<input type="checkbox"/> 期間 <input checked="" type="checkbox"/> 期限 契約締結日から令和4年3月18日まで	
4 契約区分	<input type="checkbox"/> 確定契約	<input checked="" type="checkbox"/> 概算契約
5 その他特約事項	なし	
6 現場説明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分、場所)	
7 委託概要	横浜市内における未処理のポリ塩化ビフェニル（以下、「P C B」という。）使用製品及びP C B廃棄物（以下、「P C B廃棄物等」という。）を網羅的に把握するためのアンケート調査を実施し、P C B廃棄物等の適正処理を推進する。	

8 部分払

する (回以内)
しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

- * 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。
* 概算数量の場合は、数量及び金額を（　　）で囲む。

委託代金額 ()

内訳 業務価格 ()

消費税等相当額 ()

内訳書

名称	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
ポリ塩化ビフェニル廃棄物等アンケート調査業務委託					
1 調査票の印刷・送付					
依頼文等の印刷	(6,500)	件		()	封筒作成含む
調査票への印字	(6,500)	件		()	
依頼文等の封入	(6,500)	件		()	
2 ヘルプデスクの設置	1	式			
3 調査票の回収・集計					
調査票の電子ファイル化	(5,000)	件		()	
進捗状況の報告	6	回			
集計等作業	1	式			
4 再調査					
依頼文等の印刷	(4,000)	件		()	封筒作成含む
調査票への印字	(4,000)	件		()	
依頼文等の封入	(4,000)	件		()	
5 再々調査					
依頼文等の印刷	(2,500)	件		()	封筒作成含む
調査票への印字	(2,500)	件		()	
依頼文等の封入	(2,500)	件		()	
6 成果物の提出	1	部			
7 諸経費	1	式			
合計				()	
消費税等相当額	1	式		()	
業務委託料				()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託仕様書

1 件名

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等アンケート調査業務委託

2 目的

横浜市内における未処理のポリ塩化ビフェニル（以下、「P C B」という。）使用製品及びP C B廃棄物（以下、「P C B廃棄物等」という。）を網羅的に把握するためのアンケート調査を実施する。

3 履行期間

契約締結の日から令和4年3月18日まで

4 総則

委託業務の履行に際しては、「委託契約約款」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」に定めるもののほか、この委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、受託業務を行わなければならない。

5 業務内容

(1) アンケート調査に係る調査票の印刷及び送付

ア アンケート調査に係る「依頼文」、「調査票」及び「Q & A」（以下、「依頼文等」という）並びに「返信用封筒」を、「送付用封筒」に封かんし、「調査対象者リスト」（Excel ファイル、約 6,500 件）に記載された対象建物の所有者、管理者又は使用者宛てに送付する。

イ 委託者は依頼文等及び送付用封筒の原稿を作成し、調査対象者リストとともに契約締結後速やかに受託者へ提供する。（依頼文等のイメージはそれぞれ参考1～3のとおり）

ウ 受託者は郵送に必要な部数の依頼文等を印刷する。「依頼文」はA4判白黒両面又は片面印刷1枚、「調査票」はA3判カラー両面印刷1枚、「Q & A」はA4判カラー両面印刷1枚とする。なお、原稿の内容について、受託者による若干の修正を要する場合がある。

エ 受託者は、返送先及び料金受取人払郵便の表示を印字した返信用封筒（テープ付き）を必要な部数作成する。

オ 受託者は、調査対象者リストをもとに、「調査票」に調査対象者ごとに割り振られた調査ナンバー（数字6桁）並びに調査対象者の名称及び住所を印字する。

カ 受託者は、委託者から提供された原稿をもとに、窓付き角型A4号の送付用封筒を必要な部数作成する。なお、送付用封筒は、窓部分を含めて紙として資源化可能なものとする。

キ 受託者は、送付用封筒に依頼文等及び返信用封筒を封かんし、委託者が指定する横浜市内の場所へ持込み、送付する。なお、送付及び返信に係る郵送費は委託者が負担する。

ク 送付時期は令和3年8月下旬以降とする。なお、委託者及び受託者間で協議し、送付を複数回に分割して行うことができる。この場合、最も遅く調査票を送付する時期が最初に調査票を送付した日からえて1ヶ月以内となるように分割する。

(2) ヘルプデスク（問い合わせ窓口）の設置

ア 受託者はヘルプデスクを設置し、調査対象者からの問い合わせに調査趣旨や回答方法等の説明により対応する。電話回線数及びオペレーター人数は、(1)クによる調査票送付日から2か月間は3回線以上及びオペレーター3名以上、2か月経過した日から令和4年3月18日までの間は2回線以上及びオペレーター2名以上をそれぞれ確保する。

イ ヘルプデスクによる対応時間は、土日祝日及び年末年始（令和3年12月29日から令和4年1月3日

まで) を除く平日 9 時から 17 時までとする。

ウ 設置期間は、(1) クによる調査票送付日（令和 3 年 8 月下旬以降）から令和 4 年 3 月 18 日までとする。

エ 設置するヘルプデスクの電話番号は本調査業務専用とし、市外局番 045 から始まる番号又は通話料金を着信側が負担する 0120 等から始まる番号とする。なお、電話番号を新たに取得又は増設する場合の費用及び通話料金は本委託料に含める。

オ 受託者は、ヘルプデスクの応対内容を記録し、委託者が提供する集計フォーマット（Excel ファイル）に集計する。（集計フォーマットのイメージは参考 4 のとおり）

カ 委託者は、依頼文等のほか、ヘルプデスク用の想定問答集及び P C B 廃棄物排出事業者向け配布資料を受託者へ提供する。

キ 対応が困難な問い合わせがあった場合は、受託者が委託者と協議して対応を決定する。

（3）調査票の回収・集計

ア 調査対象者による調査票への回答方法は、郵送、電子メール又は F A X とし、回答先は委託者とする。

受託者は委託者が受け付けた調査票を適宜回収する。回収方法は委託者及び受託者間で協議して決定する。

イ 受託者は、回収した調査票を全て電子ファイル化（P D F 化）する。その際、ファイル名は調査対象者ごとに割り振られた調査ナンバーとする。

ウ 受託者は、回答内容に不備や他の調査対象者との重複などがないか確認及び精査し、委託者が提供する集計フォーマット（Excel ファイル）に集計する。（集計フォーマットのイメージは参考 5 のとおり）

エ 回答内容に疑義等がある場合は、受託者が調査対象者へ電話連絡をして事情を聴き、その内容をイで電子化したファイルに追記及び集計フォーマットに反映させる。

オ 調査の進捗状況を確認するため、受託者は、ウで集計したフォーマットを原則毎月 10 日までに委託者へ提出する。提出方法は委託者及び受託者間で協議して決定する。

（4）再調査

ア (1) キで送付した調査票について、回答がなかった調査対象者（約 4,000 件）に対し、依頼文等及び返信用封筒を再送付する。

イ 受託者は、(3) ウで集計する集計フォーマットをもとに、(1) キで送付した調査票の回答がない調査対象者をリスト化し、委託者へ提出する。

ウ 受託者は、(1) ウからキまでと同様に印刷、印字、作成及び封かんし、イのリストに掲載された調査対象者へ送付する。ただし、依頼文等のうち、「依頼文」のみ委託者が新たに作成した原稿を用い、必要に応じて調査対象者の名称等を印字する。

エ 受託者は、調査対象者からの問い合わせに対して(2) と同様の対応を行い、調査対象者からの回答に対して(3) と同様の回収・集計を行う。

オ 再送付時期は令和 3 年 10 月下旬以降とする。なお、委託者及び受託者間で協議し、送付を複数回に分割して行うことができる。

（5）再々調査

ア (4) ウで送付した調査票について、回答がなかった調査対象者（約 2,500 件）に対し、依頼文等及び返信用封筒を再々送付する。

イ 受託者は、(3) ウで集計する集計フォーマットをもとに、(4) ウで送付した調査票の回答がない調査対象者をリスト化し、委託者へ提出する。

ウ 受託者は、(1) ウからキまでと同様に印刷、印字、作成及び封かんし、イのリストに掲載された調査対象者へ送付する。ただし、依頼文等のうち、「依頼文」のみ委託者が新たに作成した原稿を用い、必要に応じて調査対象者の名称等を印字する。

エ 受託者は、調査対象者からの問い合わせに対して(2)と同様の対応を行い、調査対象者からの回答に対して(3)と同様の回収・集計を行う。

オ 再々送付時期は令和4年1月上旬以降とする。

6 作業場所

受託者は、自らの管理がおよぶセキュリティ対策が十分に行われた建物内で業務を実施する。事故等により処理が不可能な場合は速やかに委託者に連絡し、委託者の指示に従う。

7 成果物の提出

ヘルプデスクの応対記録を集計した集計フォーマット (Excel ファイル)、回収した全ての調査票の PDF ファイル及び調査票を集計した集計フォーマット (Excel ファイル) を、電子媒体で1部提出する。

8 成果物の検査

委託者は、成果物の検査において、受託者が作成した PDF ファイル及び集計フォーマットの一部又は全部が不完全であると認められる場合には、受託者に対しデータ作成の再実施を求める。成果物が不完全である原因が明らかに受託者にある場合には、受託者は、委託者の求めから1週間以内に再作成したデータを納入しなければならない。

9 委託の完了

本委託の完了は成果物を提出後、委託者の検収により本委託が達成したと確認された時点で完了する。

10 調査票等の返却

受託者は、当該委託業務契約が完了または中止された場合、委託者から回収した調査票を速やかに返却する。

また、作成した PDF ファイル、Excel ファイル等の電子ファイルは業務完了後、速やかにデータを削除する。

11 守秘義務

(1) 守秘義務の遵守

受託者は、本委託の履行に際して、知り得た情報を漏らさないこと。この委託業務が完了した後も、同様とする。

(2) 個人情報の適正管理

本作業実施にあたり、個人情報を適正に取り扱うため、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12 疑義の解決

受託者は、本委託業務に際し、疑義を生じた場合は、本市担当職員と十分協議のうえ迅速に解決する。なお、協議の内容は受託者が書面等に記録し、委託者に提出する。

13 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者協議のうえ定める。

資産第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

調査対象者の皆さん

横浜市資源循環局長

照明器具のP C B 使用安定器に関する調査について（依頼）

日頃から、本市廃棄物行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、本市では「昭和 52 年 3 月以前に建築された可能性のある建物」の所有者、管理者又は使用者の方を対象に、P C B*を使用した照明器具の保有に関する調査を進めております。

P C B は法律で処分期間が定められています。もし、P C B を使用した照明器具をお持ちの場合、その P C B を**令和 5 年 3 月末までに処分しなければ、法律違反になるだけでなく、将来にわたり事実上処分することができなくなってしまいます。**

つきましては、お忙しいところ大変お手数をおかけしますが、同封の『調査に関する概要』をご覧いただいた上、同封の回答用紙をご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査についてご不明な点がありましたら、P C B 調査特設窓口までお問い合わせください。

* ポリ塩化ビフェニルの略で人体に有害な油です。

1 回答方法

同封の回答用紙（『照明器具のP C B 使用安定器に関する調査票』・見開きカラー両面 A3 サイズ）の設問 1 から順に回答を記入し、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函してください。

なお、回答用紙は横浜市ホームページからのダウンロードも可能です。

（掲載 URL）



<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/pcd/hoyuucyousa.html>

2 回答期限

令和〇年〇〇月〇〇日（〇）

3 お問い合わせ先

横浜市P C B調査特設窓口 電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

（受付時間：平日 9 時から 17 時まで）

担当：横浜市資源循環局産業廃棄物対策課

TEL:045-671-2513、2514

FAX:045-651-6805

E-mail: s.j-sampaitaisaku@city.yokohama.jp

設問6 安定器のPCB使用について

使用中または保管中の安定器にPCBが使用されているものが1台以上ありますか。※使用中の照明設備は感電の恐れがあり大変危険です。
※必ず電気工事業者や専門の調査会社、メンテナンス会社などに相談のうえ、下記の判定方法を参考に回答をお願いします。

はい 不明 いいえ
調査終了

判定方法 (安定器の銘板からPCB使用有無を判定)

照明器具のラベルからPCB不使用が確認できなかった照明器具は、電気工事業者などに相談のうえ、照明カバーなどを取り外し、安定器の銘板記載内容からPCB使用有無を確認してください。銘板記載内容から以下の<PCB不使用安定器の条件>のうち一つでも該当すれば、その安定器にはPCBは使用されていません。<PCB不使用安定器の条件>に当てはまらない場合は製造メーカーにPCB使用有無を確認してください。(問合せ先下記参照)

※1台でもPCBが使用されている安定器がある場合は「はい」と回答してください。

安定器の銘板の確認方法



※安定器の銘板の写真をとっておくと問合せがスムーズに行えます。

※PCB使用安定器調査動画(産業廃棄物処理事業振興財団作成)も併せてご確認ください。

<PCB不使用安定器の条件>(一つでも該当すればPCB不使用)

- 製造年が昭和47年(1972年)9月以降の安定器
- 「PSEマーク」の表示がある安定器
- 低力率型(力率85%未満)の安定器(力率については日本照明工業会HPを参考にしてください)
- 日本照明工業会、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)のHP情報でPCB不使用を確認できた場合
- PCB不使用(NO PCBなど)の表示・刻印がある場合



安定器メーカー問合せリスト(表2) (2020年2月現在)

会社名	電話番号	会社名	電話番号
伊東電機(株)	0295-56-2101	東芝ライテック(株)【旧:東京芝浦電気】	0120-66-1048
岩崎電気(株)	048-554-1124	(株)GSユアサ【旧:日本電池】	0120-43-1211
(株)梅電社(スター)	03-3944-1651	パナソニック(株)【旧:松下电工、松下電器産業】	0120-878-709
NEC	0120-52-3205	パナソニック(株)【旧:三洋電機】	0120-878-709
オーデリック(株)【旧:オーヤマ照明、大山電機工業】	03-3332-1123	(株)光電器製作所	06-6962-2681
ダイヘン電設機器(株)ヘルメス機器工場 【旧:ヘルメス電機】※1	0877-33-2323	日立グローバルライフソリューションズ(株) 【旧:日立照明、日立製作所】	0120-335-762
コイト電工(株)【旧:小糸工業】	045-826-6820	藤井電機工業(株)	050-3802-3026
星和電機(株)	0774-55-9318	扶桑電機工業(株)	03-3474-1200
大光電機(株)	072-962-8437	(株)MARUWA SHOMEI	03-5484-6051
(株)共進電機製作所	06-6309-2151	三菱電機照明(株)【旧:三菱電機】	0467-41-2773
DNライティング(株)【旧:大日本塗料】	0463-22-1946	山田照明(株)	03-3253-4810
(株)東光高岳【旧:東光電気】	03-6371-4468	(株)リード	048-529-2731

※1 ヘルメス電機、ダイヘンヘルメス事業部が製造した安定器とネオントランスに関してのみ対応

※2 この表の他の情報については日本照明工業会HPをご確認ください。

以上で調査終了です。同封の返信用封筒などでご提出ください。ご協力ありがとうございました。



こちらをご提出ください

照明器具のPCB使用安定器に関する調査票 横浜市

参考2

同封の「通知文」及び「調査に関する概要」をご確認のうえ、回答をお願いします。なお、PCB使用安定器を保有していない場合であっても提出をお願いします。



提出期限:令和〇年〇月〇日 提出方法:同封の返信用封筒など

記入者情報

※担当者名及び電話番号を記入してください。また、建物名称及び建物住所が異なる場合は修正をお願いします

調査 No.

建物名称		
建物住所		
担当者名	電話番号	

問合せ窓口 横浜市PCB調査特設窓口 TEL 000-000-0000 対応時間:(原則)平日9:00~17:00

※よくある質問と回答は「調査に関する概要」に掲載してあります。問合せをする前にご確認ください。



回答先:横浜市資源循環局産業廃棄物対策課(横浜市中区本町6-50-10 23階) HP ▶



安定器調査時の注意事項

- 使用中の照明設備は感電のおそれがあり大変危険です。照明カバーを取り外す際などは必ず電気工事業者や専門の調査会社等(建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社)にご相談ください。
- 建物の竣工図書、過去に実施した調査の記録等がある場合には、それをもとにPCB使用安定器の有無を判断してください。過去にサンプル調査を行った事業者も、調査漏れがあった事例があることから、今一度ご確認ください。
- 照明器具の設置高さに応じて、安全に十分留意して調査してください。

PCB使用安定器が使用・保管されている場所の例

2ページ目設問4のイラストのほか、次の場所にも注意して調査してください。

●天井裏や壁際・梁

事務室の天井裏や工場の壁際・梁にPCB使用安定器が設置されている場合があります。照明設備を更新した施設においてもPCB使用安定器が残置されている可能性があります。

●照明器具内の残置

LEDランプに交換している場合においても、器具内にPCB使用安定器が残置されている場合があります。

●エレベータや敷地内の屋外灯、建物外壁・屋上、無人の施設の照明等

エレベータや敷地内の屋外灯、建物外壁・屋上の照明にもPCB使用安定器が使用されている可能性があります。また、利用されていない事業所、工場施設等に保管・使用されている可能性があります。

●屋外・屋内の倉庫、電気室、機械室等

過去に回収・保管されたPCB使用安定器は、屋外・屋内の倉庫、電気室や機械室等の普段邪魔にならない場所に保管されている可能性があります。

[はい・不明]を選択した場合次の設問へ、設問6的回答または
[いいえ]を選択した時点で調査終了です。

設問1 建築時期について

所有している建物(1ページ目記入者情報の建物住所に記載された建物)の建築時期は昭和52年(1977年)3月以前ですか。

※同一敷地内に複数建物があり、一つでも昭和52年3月以前に建築された建物がある場合は「はい」と回答し、該当施設のみ設問2以降の回答をお願いします。

はい
 不明
 いいえ
調査終了

次へ

設問2 用途について

共同住宅(アパート、マンションなど)、事業用建物(宗教施設を含む)、倉庫(居宅に付随する倉庫を含む)として使用中または過去に使用していましたか。

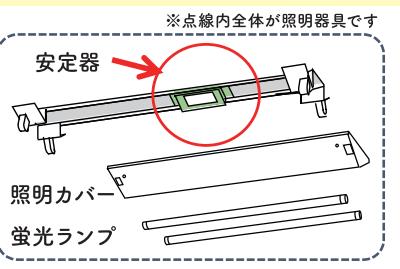
はい
 不明
 いいえ
調査終了

次へ

設問3 照明器具の交換及び保管について

昭和52年3月以前に設置された照明器具で、使用中または取り外して保管中(別の建物で保管している場合を含む)のものはありますか。

※昭和52年4月以降に全面リフォームなどを行い、昭和52年3月以前に設置された照明器具をすべて交換・処分済みの場合は「いいえ」と回答し調査終了です。



はい
 不明
 いいえ
調査終了

次へ

設問4 調査対象器具の保有確認について

昭和52年3月以前に設置された照明器具は、以下の調査対象器具に該当しますか。

[PCB使用の可能性がある照明器具(調査対象器具)は次の3種類です]

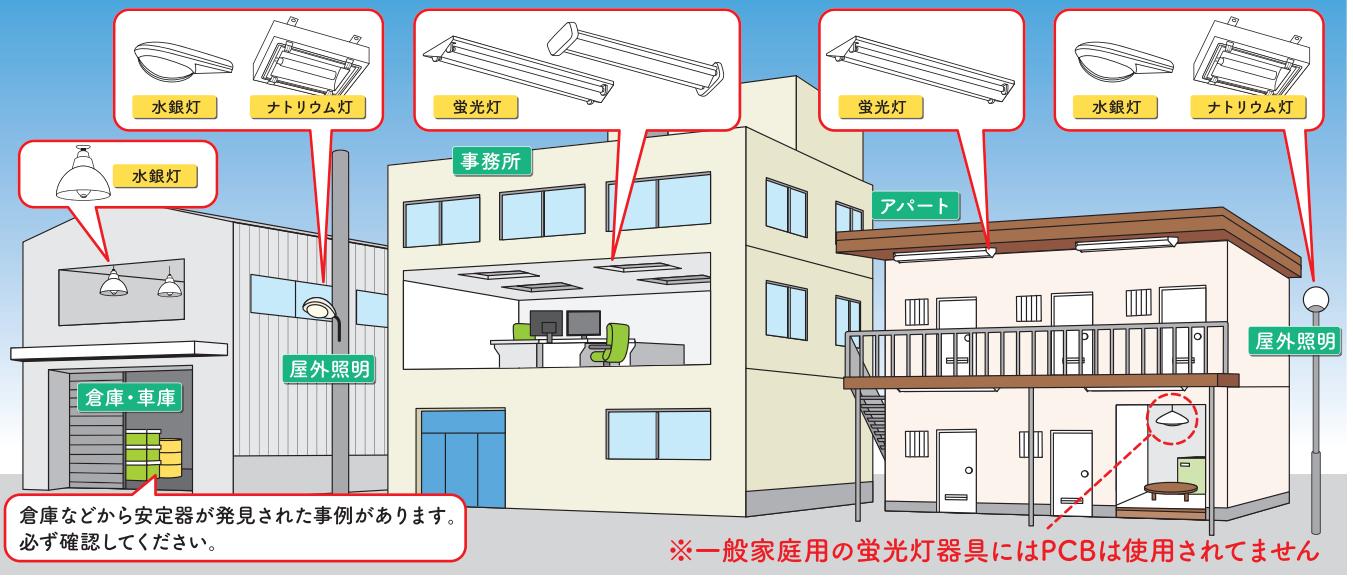
蛍光灯

水銀灯 (道路や工場で使用される光量が多い白色灯)

ナトリウム灯 (トンネル等に設置されているオレンジ灯等)

はい
 不明
 いいえ
次のページへ
調査終了

PCBが使われている可能性がある照明器具の使用例



設問5 照明器具のラベルからPCB使用の可能性があるか判定

調査対象の照明器具で、PCB不使用器具の条件に当てはまらない器具はありますか。

はい
 不明
次のページへ

いいえ
調査終了

判定方法 (照明器具のラベルからPCB使用の可能性があるか判定)

「調査対象器具」の安定器にPCBが使用されている可能性があるかラベルから判定します。ラベルは右図のように照明カバーに貼り付けられています。ラベルから以下の<PCB不使用器具の条件>のうち1つでも該当すればその照明器具の安定器にはPCBは使用されていません。1台でも<PCB不使用器具の条件>に当てはまらない照明器具がある場合は「はい」と回答し、設問6の回答をお願いします。

<PCB不使用器具の条件>

(一つでも該当すればPCB不使用)

- 製造年が昭和48年(1973年)以降の照明器具
- 低力率型(力率85%未満)の照明器具
- 「PSEマーク」の表示がある照明器具
- 「Hf」ランプの表示がある照明器具
- 「PCB不使用の蛍光灯器具一覧(表1)」に該当する照明器具
※下記参照
- 照明器具のラベルを基に製造メーカーに照会をした結果、PCB不使用と判定された場合



Panasonic 蛍光灯照明器具 力率の表示	
製造年の表示	SS9-322 SA42001FVPN9-RWA 半導体式高力率形
13年製	PS E NP 消費電力 68W 100~240V 50/60Hz
13年製	PSEマーク × FHF32 1.6A 0.28A 二次電圧 260V 68W
13年製	2XELR40S/36 0.69~0.28A 68W
13年製	ta30°C 2XFL40S 0.69~0.28A 68W
13年製	50/60 Hz 2XFL40SS/37 0.69~0.28A 68W
パナソニック株式会社	
Hf	
△注意 感電のおそれあり ランプ交換時は、必ず電源を切ってください	

※なお、天井裏や照明器具内などに古い安定器が残置されている場合は、上記情報ではPCB使用有無を判別できないのでご注意ください。

PCB不使用の蛍光灯器具一覧(表1)

(2017年4月現在)

会社名	PCB不使用器具の判別方法
岩崎電気(株) 【旧:新日本電気】	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・内蔵安定器を示す形式に「GL」、「GH」を含む器具、及び「PF」から始まる形式の器具
NECライティング(株) 【旧:新日本電気】	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・社名が「NECホームエレクトロニクス」、「日本電気ホームエレクトロニクス」、「日本電気シリバニア」又は「NECライティング株式会社」の器具 ・型番末尾が「A、B、C又はD」(グロー低力率型)、及び「AE、BE、CE又はDE」(ラピッド省電力型)の器具
オーデリック(株) 【旧:オーヤマ照明/大山電機工業】	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・社名が「オーヤマ照明」又は「オーデリック」の器具 ・型番の最初が「F」の器具
コイズミ照明(株) 【旧:小泉産業㈱】	・PCB使用器具の販売はなし
星和電機(株)	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・低力率タイプの器具
大光電機(株)	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・低力率タイプの器具 ・型番がDから始まるアルファベット3桁の器具 例)「DCL」「DBF」等
東芝ライテック(株) 【旧:東京芝浦電気、旧:日光電気】	・社名が「東芝電材株式会社」又は「東芝ライテック株式会社」の器具 ・形名に「GL」又は「RL」が付いている器具 ・形名の数字表記部分が5桁の器具
日立アプライアンス(株) 【旧:日立照明/日立製作所の銘板もあります】	・社名が「日立アプライアンス」、「日立ライティング」又は「日立照明」の器具 ・製造年月が昭和48年以降の器具及び製造年が記載されていない器具 ・内蔵安定器を示す形式が「F」、「LF」、「LH」、「LHC」、「LS」、「LSC」、「RF」、「RH」、「RS」、「RSC」以外の器具
パナソニック(株) 【旧:松下電器産業、旧:松下电工】	・社名が「パナソニック電工」又は「パナソニック」の器具
パナソニック(株) 【旧:三洋電機】	・器具での判別はHP参照
三菱電機照明(株) 【旧:三菱電機】	・社名が「三菱電機照明」の器具 ・器具型番末尾が「E」又は「EF」の器具 ・低力率タイプの器具 ・円形蛍光灯の器具
山田照明(株)	・40W1灯用100V/0.5A以上、200V/0.25A以上、40W2灯用100V/1A以上、200V/0.5A以上の低力率器具

調査する前に お読みください

調査に関する概要

わかりやすくQ&A形式でご紹介します



Q PCBとはなんですか。

A

PCBは毒性を有している人工の油です。1968年に起ったカネミ油症事件により食品公害として問題になり、現在は製造等が禁止されています。

Q PCBはどのようなものに使用されているのですか。

A

コンデンサーヤトランス、照明器具の安定器など電気機器を中心に使用されていました。このうち、安定器が本調査の対象です。

Q 安定器とは何ですか。

A

安定器はランプの点灯を安定させるために用いられている器具で、照明器具の内部に設置されています。

Q どうしてPCBを調査しないといけないのですか。

A

PCB廃棄物は法律により処理期限が決まっており、PCB使用安定器については令和5年(2023年)3月31日です(横浜市を含む東京事業エリアの場合)。処理期限を過ぎると法律違反になるだけではなく、事実上処理することができなくなるため、PCBを保有していないか調査が必要です。

Q 調査対象の建物はどのように選んでいるのですか。

A

昭和52年3月以前に建築された建物にはPCB使用安定器が設置された可能性があります。そのため、家屋課税台帳及び経済センサスにより、昭和52年3月以前に建築された可能性のある建物(居宅のみの場合を除く)を調査対象にしています。

Q 調査対象となっている建物が昭和52年4月以降に建築されています。どうしたらいいですか。

A

お手数ですが、調査票【設問1(建築時期について)】で【いいえ】を選択し、返信用封筒などによりご提出ください。

Q アパートについても調査する必要がありますか。

A

アパートやマンションなどの共同住宅であっても、共用部分(廊下など)にPCB使用安定器が設置された可能性があるので、調査をお願いします。なお、一般家庭用の蛍光灯器具にPCBは使用されていませんので、居宅部分は調査不要です。



廃業している場合でも調査をしなければいけませんか。



廃業している場合でも調査及び調査票の提出をお願いします。



賃貸オフィスに調査票が届きました。どうすればいいですか。



建物の照明器具について管理している場合は調査にご協力ください。管理会社やオーナーなどが管理している場合は、管理者に資料をお渡しください。



調査はどのように行えばいいですか。



建築時期などをご確認のうえ、照明器具のPCB使用安定器に関する調査票の設問1から回答してください。



調査にあたっての補助金はありますか。



環境省が補助事業を行っています。詳細については執行団体である一般財団法人 栃木県環境技術協会にお問合せください。

一般財団法人 栃木県環境技術協会
☎028-671-1781



調査をしてくれる電気工事業者はどこですか。



お近くの電気工事業者もしくは横浜市産業廃棄物対策課(☎045-671-2513)にお問合せください。



回答しなかった場合はどうなりますか。



本調査は大変重要ですので、再度調査票を送付させていただきます。それでも回答いただけない場合は法律に基づく行政指導を行います。



もしPCB使用安定器があったらどうすればいいですか。



法律に基づく届出と期間内の処分が必要です。法律の届出については、横浜市産業廃棄物対策課から別途ご案内させていただきます。なお、処分は中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)で行っています。

JESCO登録担当:☎03-5765-1935



PCBに関する情報をもっと知りたい場合はどうすればいいですか。



本市HPのほか、環境省の早期処理情報サイト、JESCO、日本照明工業会のサイトなどにも有益な情報があります。本市HPにリンク集がありますので、ぜひご確認ください。

横浜市産業廃棄物対策課 HP(リンク集)▶



調査にご協力をお願いします

参考 4

参考 5

適用する仕様書等(委託)

1 適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとする。

適用	名称	改定年月
<input checked="" type="checkbox"/>	委託共通仕様書	令和2年4月
<input type="checkbox"/>	資源循環局構内作業基準	令和3年3月
<input type="checkbox"/>	本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領	令和3年4月
<input type="checkbox"/>	横浜市土木設計業務共通仕様書	令和2年8月
<input type="checkbox"/>	横浜市測量業務共通仕様書	令和2年8月
<input type="checkbox"/>	横浜市地質調査業務共通仕様書	令和2年8月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和元年5月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和元年5月
<input checked="" type="checkbox"/>	個人情報取扱特記事項	平成27年10月
	受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。	
<input checked="" type="checkbox"/>	電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	令和3年4月
<input type="checkbox"/>	前金払に関する特記事項 本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができる。	

2 入手先

仕様書は以下の市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo>